

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	宇佐市における国民年金事務は、「国民年金法」、「国民年金法施行令」、「国民年金法施行規則」、および「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」の定めるところによるほか、地方自治法第245条の9第3項に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 併せて、「国民年金法等の一部を改正する法律」、「老齢福祉年金市町村事務処理基準」、および「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令」、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則」、「特別障害給付金市町村事務処理基準」の定めるところによる事務を行う。 特定個人情報ファイルは、上記法令および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 - 被保険者に関する事項 ①届書等の受理 ②被保険者の資格取得等の届出 ③任意加入被保険者の資格の取得の申出 ④資格喪失の届出 ⑤死亡の届出等 ⑥任意脱退の承認申請 ⑦資格喪失の申出 ⑧氏名変更の届出等 ⑨住所変更の届出等 ⑩手帳の再交付の申請 ⑪日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑫届書等の送付又は報告 ⑬届書等の再提出 - 給付に関する事項 ①請求書等の受理 ②裁定請求書 ③現況届 ④年金額改定請求書等 ⑤請求書等の送付 - 保険料に関する事項 ①申出書等の受理等 ②付加保険料納付の申出 ③付加保険料納付の辞退申出 ④国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当 ⑤付加保険料納付該当の届出 ⑥付加保険料納付非該当の届出 ⑦中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 ⑧保険料の免除に関する届出 ⑨保険料の免除に該当する期間に係る保険料の納付申出 ⑩保険料免除及び若年者納付猶予の申請 ⑪保険料学生納付特例の申請 ⑫保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 ⑬学生納付特例不該当及び学生納付特例取消申請の届出 ⑭届書等の送付又は再提出 【老齢福祉年金市町村事務処理基準のうち】 - 裁定請求に関する事項 ①裁定請求書の受理等 - 支給停止に関する事項 ①定時の所得状況届等の確認、送付等 ②被災状況届の受理、送付等 ③現況届 ④年金額改定請求書等 ⑤請求書等の送付 - 氏名変更等に関する事項 ①氏名変更届等の受理、送付等 ②未支給福祉年金支給請求書の受理、送付等 【特別障害給付金市町村事務処理基準のうち】 - 請求書等に関する事項 ①請求書等の受付 ②特別障害給付金請求書等 ③所得状況の確認 ④特別障害給付金被災状況届等 ⑤請求書等の送付 ⑥請求書等の再送付 また、上記事務処理基準以外に、厚生労働大臣および厚生労働大臣より事務の委任を受けた日本年金機構との協議により、国民年金事務に係る保険料の納付督促、制度周知、相談業務、情報提供等の協力連携事務を行う。
③システムの名称	1. Acrocity国民年金 2. Acrocity住民票 3. Acrocity個人住民税 4. MICJET番号連携サーバー 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の46の項、94の項、116の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条、第59条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 健康課	
②所属長の役職名	健康課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL: 0978-27-8101 mail: soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉保健部健康課年金係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL: 0978-27-8124 mail: nenkin04@city.usa.lg.jp	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民生活部 市民課 市民課長	福祉保健部 健康課 健康課長	事後	
令和3年9月1日	7. 特定個人情報の開示～請求先	mail:soumu04@city.usa.oita.jp	mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱い～連絡先	市民生活部市民課国民年金係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8124 mail:nenkin04@city.usa.oita.jp	福祉保健部健康課年金係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8124 mail:nenkin04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宇佐市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	宇佐市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、83の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条、第59条	番号法第9条第1項別表の46の項、94の項、116の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条、第59条	事後	
令和6年7月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8101 mail:soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	